

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ

新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。

※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

容器は、密閉できる、収納しやすい、損傷しにくいのものであって、感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の 鋭利なもの	②血液等の 液状または泥状のもの	③血液等が付着した ガーゼ等再利用しないもの
耐貫通性 のある 堅牢な容器	漏洩しない 密閉容器	丈夫なプラ袋の二重使用 または、 堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器	例：プラ袋（二重使用）／段ボール容器（内袋使用）	

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



廃棄物処理法に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)